

# 特定非営利活動法人WE21ジャパン・ほどがや 給与規定

## 第1章 総 則

### (目的)

- 第1条 この規定は、就業規則第5章の規定に基づき従業員の給与について定める。
- 2、 従業員の給与に関する基準および手続きに関する事項は、特別の定めをした場合のほかはこの規定の定めるところによる。
  - 3、 この規定および関連諸規定に定めのない事項については、労働基準法の定めるところによる。

### (適用範囲)

- 第2条 この規定は、就業規則第3条の手続きを経て採用された従業員(以下「従業員」という。)に適用する。

### (原則)

- 第3条 従業員の給与は、遂行した職務の質・量および勤務成績、責任の度合いに応じて決定する。

## 第2章 給 与

### (給与)

- 第4条 給与は雇用契約書による。(労基法に準ずるものとする)

### (通勤交通費)

- 第5条 交通費は合理的な経路による実費を支払うものとする。

### (給与の計算期間および支払日)

- 第6条 給与の計算は、当月1日から当月31日までを一計算期間とする。
- 2、 給与は、翌月5日に支払う。ただし、当日が休日にあたるときは、その前日に支払う。

### (給与支払いの原則)

- 第7条 給与は、現金で支払うものとする

### (端数処理)

- 第8条 給与計算上、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げて計算する。

### (業務上傷病による休業の取扱)

- 第9条 業務上の傷病または通勤災害によって休業した者が、労働基準法および労働者災害

補償保険法の定めにより保険給付を受けるときは、給与を支給しない。

(休職期間の取扱)

第10条 休職期間中は、原則として給与を支給しない。ただし、法人都合による休職の場合には、給与の全額または一部を支給することがある。

(規定の改定)

第11条 この規定の改定は、WE21 ほどがや理事会の決定をもって行う。

## 付 則

この規則は 2013 年(平成25年)5月1日から施行する。

この規則は 2013 年(平成25年)7月1日から施行する。

この規則は 2015 年(平成27年)4月1日から施行する。

この規則は 2017 年(平成29年)4月1日から施行する。

この規則は 2018 年(平成30年)3月1日から施行する。

この規則は 2021 年(令和 3 年)4 月 1 日から施行する。